



# 鳥取県公報

平成 28 年 11 月 1 日 (火)  
号外第 98 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則 (52) (税務課) . . . . . 3

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇鳥取県税条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

- (1) 地方税法の一部が改正され、法人事業税に関する経過措置が定められたこと及び県民税配当割の課税対象が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) その他所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 法人事業税の更正決定通知書の様式に、法人事業税に関する経過措置により控除する金額の記入欄を追加する。
- (2) 県民税配当割の更正決定通知書の様式に、追加された課税対象の金額の記入欄を追加する。
- (3) 現金領収証書の様式に領収済報告書（金融機関用）を新たに設け、4 枚複写とする。
- (4) 口座振替の方法により自動車税を納付する納税者が交付を希望する場合に限り、納税証明書を交付することとする。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、公布日とする(1)及び(2)に関する事項を除き、平成29年4月1日とする。

# 規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第52号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(口座振替の方法による個人の事業税等の納付)</p> <p>第14条の2 個人が行う事業に対する事業税又は自動車税を施行令第155条の規定による口座振替の方法（第50条において「口座振替の方法」という。）によって納付しようとする者は、第11号様式の4による<u>県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書・自動車払込受付通知書</u>を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(証明書の交付)</p> <p>第50条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、所長は、口座振替の方法により自動車税を納付する納税者が当該年度分の自動車税の納期限において現に滞納がない<u>場合において、当該納税者が希望する</u>ときに限り、呈示書面として、有効期限を当該年度の翌年度の6月20日とする第64号様式の2による証明書（当該納税者が第14条の2第2項の規定により磁気テープ等が送付され、又は納付書の記載事項を記録した電磁的記録がその使用に係る電子計算機に送信されている指定金融機関等に自動車税を納付する場合にあっては、第64号様式の3による証明書）を交付するものとする。</p> <p>様式目次</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 賦課徴収関係</p> <p>第2号様式～第11号様式の3 略</p> <p>第11号様式の4 <u>県税納付書送付依頼書兼県税口座振</u></p>	<p>(口座振替の方法による個人の事業税等の納付)</p> <p>第14条の2 個人が行う事業に対する事業税又は自動車税を施行令第155条の規定による口座振替の方法（第50条において「口座振替の方法」という。）によって納付しようとする者は、第11号様式の4による<u>県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書</u>を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(証明書の交付)</p> <p>第50条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、所長は、口座振替の方法により自動車税を納付する納税者が当該年度分の自動車税の納期限において現に滞納がないときに限り、呈示書面として、有効期限を当該年度の翌年度の6月20日とする第64号様式の2による証明書（当該納税者が第14条の2第2項の規定により磁気テープ等が送付され、又は納付書の記載事項を記録した電磁的記録がその使用に係る電子計算機に送信されている指定金融機関等に自動車税を納付する場合にあっては、第64号様式の3による証明書）を交付するものとする。</p> <p>様式目次</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 賦課徴収関係</p> <p>第2号様式～第11号様式の3 略</p> <p>第11号様式の4 <u>県税納付書送付依頼書兼県税口座振</u></p>

<u>替依頼書・自動払込受付通知書</u> 第12号様式～第27号様式から第45号様式まで 略 (3)～(13) 略	<u>替依頼書</u> 第12号様式～第27号様式から第45号様式まで 略 (3)～(13) 略
--	--

第 2 条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第11号様式の 4、第19号様式、第53号様式の 3 の（表面）及び第53号様式の 7 を次のように改める。

第11号様式の4（第14条の2関係）

（表面）

県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書・自動払込受付通知書

鳥取県  部県税事務所長 様

銀行・金庫	本店・支店
農協・漁協	本所・支所・出張所

様

年 月 日
-------

<確認印・取扱店日附印>

金融機関経由印
---------

県税の納付に当たり、次のとおり依頼します。

- 1 県税事務所が発付する下記に関する納付書は、取扱金融機関に送付してください。
- 2 取扱金融機関に納付書が送付されたときは、裏面約定に基づき、下記の指定預金口座等から県の歳入金に振り替えてください。
- 3 納期の最終日を振替日としてください。

また、自動車税及び個人事業税の口座振替納付のため県が発行する領収済証明書の送付を省略することに同意します。

（ただし、同意しない（領収済証明書の送付を希望する）場合は、次の欄にチェックを入れてください。）

領収済証明書の送付を希望します。

記

自動車税…自動車の名義人  
個人事業税…事業主

住 所 (所在地)	〒 —		電 話 番 号
			( ) —
(フリガナ) 氏 名 (名称)		Ⓜ	取 扱 税 目
			1 自動車税 2 個人事業税
代 表 者 名 (法人の場合のみ 記入してください。)	(役職名)		

口 座 名 義 人 住 所		
(フリガナ)		(届出印)
口 座 名 義 人		Ⓜ

銀行・金庫、農協・漁協を指定の場合 (ゆうちょ銀行を除く。)	口座番号 (右詰めで記入)			預 金 の 種 類		
				1 普通	2 当座	3 納税準備

ゆ うちよ 銀行 を 指定 の 場 合	種目コード	通 帳 記 号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください。)				通帳番号 (右詰めで記入)			
	166	1			0	※			

契約種別コード 35	払込先口座番号 01480-0-960080	払込先加入者名 鳥取県
------------	------------------------	-------------

金融機関コード					
---------	--	--	--	--	--

(ゆうちょ銀行を御指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。)

(裏面)

約定（ゆうちょ銀行を除く）

貴店が県税事務所から納付書の送付を受けたときは、振替日に納付書に記載の金額を指定預金口座から払い出して、県の歳入金に振り替えてください。

この指定預金口座の払出しに当たっては、預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預金通帳及び預金払戻請求書の提出又は小切手の振り出しはしないこととします。

指定預金口座の残高が振替日において納付すべき金額に満たないときは、納付書を県税事務所に返却してください。

第19号様式（第21条、第22条関係）

（第1片）

No.

現 金 領 収 証 書 原 符

納付（納入）者 住所・所在地										総 計 金 額	
納付（納入）者 氏名・名称										様 円	
1	4									法人県民税・法人事業税・個人事業税 地方法人特別税・不動産取得税 自動車税・（税）	鳥 鳥取
税 額		延 滞 金		過 少・不 申 告 加 算 金		重 加 算 金		合 計			
1	4									法人県民税・法人事業税・個人事業税 地方法人特別税・不動産取得税 自動車税・（税）	鳥 鳥取
税 額		延 滞 金		過 少・不 申 告 加 算 金		重 加 算 金		合 計			
1	4									法人県民税・法人事業税・個人事業税 地方法人特別税・不動産取得税 自動車税・（税）	鳥 鳥取
税 額		延 滞 金		過 少・不 申 告 加 算 金		重 加 算 金		合 計			
1	4									法人県民税・法人事業税・個人事業税 地方法人特別税・不動産取得税 自動車税・（税）	鳥 鳥取
税 額		延 滞 金		過 少・不 申 告 加 算 金		重 加 算 金		合 計			
備 考										上記金額を領収しました。  平成 年 月 日  鳥取県 部県税事務所出納員 所属分任出納員	

（第2片）

No.

領 収 済 報 告 書 （県税事務所用）

納付（納入）者 住所・所在地										総 計 金 額	
納付（納入）者 氏名・名称										様 円	
1	4									法人県民税・法人事業税・個人事業税 地方法人特別税・不動産取得税 自動車税・（税）	鳥 鳥取
税 額		延 滞 金		過 少・不 申 告 加 算 金		重 加 算 金		合 計			
1	4									法人県民税・法人事業税・個人事業税 地方法人特別税・不動産取得税 自動車税・（税）	鳥 鳥取
税 額		延 滞 金		過 少・不 申 告 加 算 金		重 加 算 金		合 計			
1	4									法人県民税・法人事業税・個人事業税 地方法人特別税・不動産取得税 自動車税・（税）	鳥 鳥取
税 額		延 滞 金		過 少・不 申 告 加 算 金		重 加 算 金		合 計			
1	4									法人県民税・法人事業税・個人事業税 地方法人特別税・不動産取得税 自動車税・（税）	鳥 鳥取
税 額		延 滞 金		過 少・不 申 告 加 算 金		重 加 算 金		合 計			
備 考										上記金額を領収しました。  平成 年 月 日  鳥取県 部県税事務所出納員 所属分任出納員	

No. (第 3 片) 領 収 済 報 告 書 (金融機関用)

納付(納入)者 住所・所在地										総 計 金 額	
納付(納入)者 氏名・名称										様 円	
帳票ID	課税年度	所属	期 別	課税区分	課税事由	納 税 番 号	税 目			自動車登録番号	
1	4						法人県民税・法人事業税・個人事業税 地方法人特別税・不動産取得税 自動車税・( 税)			鳥 鳥取	
税 額		延 滞 金		過 少・不 申 告 加 算 金		重 加 算 金		合 計			
帳票ID	課税年度	所属	期 別	課税区分	課税事由	納 税 番 号	税 目			自動車登録番号	
1	4						法人県民税・法人事業税・個人事業税 地方法人特別税・不動産取得税 自動車税・( 税)			鳥 鳥取	
税 額		延 滞 金		過 少・不 申 告 加 算 金		重 加 算 金		合 計			
帳票ID	課税年度	所属	期 別	課税区分	課税事由	納 税 番 号	税 目			自動車登録番号	
1	4						法人県民税・法人事業税・個人事業税 地方法人特別税・不動産取得税 自動車税・( 税)			鳥 鳥取	
税 額		延 滞 金		過 少・不 申 告 加 算 金		重 加 算 金		合 計			
帳票ID	課税年度	所属	期 別	課税区分	課税事由	納 税 番 号	税 目			自動車登録番号	
1	4						法人県民税・法人事業税・個人事業税 地方法人特別税・不動産取得税 自動車税・( 税)			鳥 鳥取	
税 額		延 滞 金		過 少・不 申 告 加 算 金		重 加 算 金		合 計			
備 考						上記金額を領収しました。 平成 年 月 日 鳥取県 部県税事務所出納員 所属分任出納員					

No. (第 4 片) 現 金 領 収 証 書 (県 税)

納付(納入)者 住所・所在地										総 計 金 額	
納付(納入)者 氏名・名称										様 円	
帳票ID	課税年度	所属	期 別	課税区分	課税事由	納 税 番 号	税 目			自動車登録番号	
1	4						法人県民税・法人事業税・個人事業税 地方法人特別税・不動産取得税 自動車税・( 税)			鳥 鳥取	
税 額		延 滞 金		過 少・不 申 告 加 算 金		重 加 算 金		合 計			
帳票ID	課税年度	所属	期 別	課税区分	課税事由	納 税 番 号	税 目			自動車登録番号	
1	4						法人県民税・法人事業税・個人事業税 地方法人特別税・不動産取得税 自動車税・( 税)			鳥 鳥取	
税 額		延 滞 金		過 少・不 申 告 加 算 金		重 加 算 金		合 計			
帳票ID	課税年度	所属	期 別	課税区分	課税事由	納 税 番 号	税 目			自動車登録番号	
1	4						法人県民税・法人事業税・個人事業税 地方法人特別税・不動産取得税 自動車税・( 税)			鳥 鳥取	
税 額		延 滞 金		過 少・不 申 告 加 算 金		重 加 算 金		合 計			
備 考						上記金額を領収しました。 平成 年 月 日 鳥取県 部県税事務所出納員 所属分任出納員					

注意 この領収証書は五年保存してください。総計金額を訂正したものは無効です。



第53号様式の3(第35条の3、第37条の2関係)

(表面)

法人県民税・法人事業税 地方法人特別税・加算金		更正決定通知書				次のとおり更正(決定)したので通知しますから、太線部分の額を同封の納付書により納付してください。					
住所 氏名		職氏名				年 月 日					
通知書番号		管理番号		事業年度		年 月 日から 年 月 日まで					
区 分		課税標準額(本県分)		税額		均等割額		還付利子割額			
法人県民税	更正(決定)額	千円		円		円					
	既申告(更正・決定)額										
	差引不足税額等							円			
法人事業税及び地方法人特別税	所得割	更正(決定)額					過少申告				
		既申告(更正・決定)額									
		差引不足税額等									
	付加価値割	更正(決定)額					不申告				
		既申告(更正・決定)額									
		差引不足税額等									
	資本割	更正(決定)額					重				
		既申告(更正・決定)額									
		差引不足税額等									
	収入割	更正(決定)額									
		既申告(更正・決定)額									
		差引不足税額等									
	特別法人税	更正(決定)額									
		既申告(更正・決定)額									
		差引不足税額等									
計	更正(決定)額										
	既申告(更正・決定)額										
	差引不足税額等										
更正決定額の算出基礎	法人事業税	課税標準額		税率	税 額		法人県民税				
		所得割	所得金額総額	円		円		課税標準となる法人税額			
			年 万円以下の金額			円		分割法人における課税標準額			
			年 万円超 万円以下の金額					法人税割額 /100			
		付加価値割	年 万円超の金額					道府県民税の特定寄附金税額控除額			
			計					外国法人税等控除額			
			軽減税率不適用法人の金額					仮装経理控除額			
		資本割	付加価値額総額					利子割額控除額			
			付加価値額					差引法人税割額			
			資本金等の額総額					既還付利子割額納付額			
	収入割	資本金等の額					均等割額算定月数				
		収入金額総額					均等割額				
		収入金額					仮装経理繰越控除額				
	合計事業税額						利子割額				
	平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額						関する計算に				
	事業税の特定寄附金税額控除額						控除した金額				
	仮装経理に基づく事業税額の控除額						控除しきれなかった金額				
	差引税額						既還付利子割額				
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される事業税額						既還付利子割額納付額				
	地方法人特別税	基準法人所得割額		円				申告納期限		年 月 日	
基準法人収入割額						税務官署処理年月日		年 月 日			
合計地方法人特別税額						更正請求書		年 月 日			
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額						指定納期限		年 月 日			
差引税額											
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される地方法人特別税額											
加算金の算出基礎	区 分		対応税額		率		加算金額				
	過少申告加算金	通常分			円		円		納付場所		
		加算分									
	不申告加算金	通常分									
		加算分									
重 加 算 金											

注 「平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額」、「事業税の特定寄附金税額控除額」及び「仮装経理に基づく事業税額の控除額」の内訳を記載した書類を添付すること。

第53号様式の7(第35条の7関係)

(表面)

県民税配当割更正(決定) 通知書 加 算 金 決 定		次のとおり更正(決定)したので通知しますから、太線部分の額を 同封の納入書により納入してください。		
		年 月 日		
住所 氏名		職 氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>		
特別徴収 義務者番号	通知書番号	納税番号		
	支払年月	年	月分	
区 分	課税標準額(支払額)	税 額 等	摘 要	
上場株式等の配当等				
更正(決定)額	円	円		
既申告(更正・決定)額				
差引不足額				
投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配				
更正(決定)額	円	円		
既申告(更正・決定)額				
差引不足額				
特定投資法人の投資口の配当等				
更正(決定)額	円	円		
既申告(更正・決定)額				
差引不足額				
特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの				
更正(決定)額	円	円		
既申告(更正・決定)額				
差引不足額				
特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金				
更正(決定)額	円	円		
既申告(更正・決定)額				
差引不足額				
源泉徴収選択口座内配当等				
更正(決定)額	円	円		
既申告(更正・決定)額				
差引不足額				
差引不足額合計				
過少申告加算金				
不申告加算金				
重加算金				
加算金の算出基礎	過少申告加算金		不申告加算金	
	対応税額 A	円	対応税額 C	円
	Aのうち上乗せ 加算対象税額 B		加算金額(C× )	
	加算額 A×		重加算金	
	B×		対応税額 D	円
	計	加算金額(D× )		
指 定 納 期 限	年 月 日			
更正(決定) の根拠法令	地方税法第71条の32 鳥取県税条例第53条の8	納付場所		

## (裏面)

延 滞 金
<p>不足税額については、年 月 日から納付の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては鳥取県税条例第9条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額については当該特例基準割合、その他の税額については当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)で計算した金額を延滞金として徴収します。</p>
お 知 ら せ
<p>この県税の賦課処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

## 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第53号様式の3及び第53号様式の7の改正規定は、公布の日から施行する。